

地方自治法第74条第3項の規定に基づく意見書

このたびの条例制定に係る直接請求は、署名数が3,963名と法定数798名を超える数であったことについては、真摯に受け止めると同時に、今回議論の対象となっている（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業（以下「（仮称）大月運動公園」という。）について、多くの市民の皆さんが関心を寄せて頂いたものと考えているところです。

今回の条例制定の趣旨は、瑞穂市が懸案としていた旧巢南町時代に集約して一団の土地となっている大月の遊休地を、陸上競技場等のスポーツをメインとする運動公園として整備することにつき、瑞穂市まちづくり基本条例第1条に基づく「市民が主体の市民参画による協働のまちづくり」の理念に則り、今一度計画案を見直すべきか、否かを問うものであります。

しかし、本事業については、既に相当の時間をかけて審議を行ってきたところであり、新年度予算に盛り込みその議案も議会に上程し、しかも一方では補助金申請も行っている今、時期的にも極めて不都合ではないかという思いがあります。

また、本事業については、本議会開会に当たり私の所信表明のなかでも触れさせて頂きましたが、そもそも旧2町が合併する際に、2町の住民代表で構成する合併協議会において審議がなされ、この大月の土地を多目的な広場として活用することが承認され、継承されてきた案件で、新市建設計画にも明記されております。

その後、瑞穂市第1次総合計画にも掲げられ、それを具体化するため、前市長時代にも野球場整備を検討する等、行政内部でも様々検討がなされてきました。

一方で、市民のニーズも様々で、総合的な体育館を建てて欲しいという意見や市民プールを設置して欲しいという声も耳にしております。今回署名活動において、そうした観点から署名をされたと言う方の声も私は聞きました。

しかし、総合体育館の建設となると相当の事業費を要し、とても今回の（仮称）大月運動公園の事業費とは比較にならない

額であること、またプールは、瑞穂市も参加している西濃環境整備組合に「ゆ～みんぐ」という温水プールが運営されており、瑞穂市の多くの市民が利用している実情を鑑みれば、市内にあえて建設する必要はないと考えております。

こうした背景を踏まえ、体育協会、スポーツ少年団や教育委員会の現場の声を汲み上げ、（仮称）大月運動公園を計画したのですが、これも相当の日数を費やして議会やスポーツに関わる各種団体にも検討をして頂いて、事業化してきたことを思えば、それなりに民意を集約した結果の事業立案と考えているところです。

今回の条例制定に係る直接請求の請求書の要旨の中に、生津スポーツ広場のことが記されていますが、思い起こして頂きたいのは、生津スポーツ広場を整備するに当たっては、当初、平成15年度に生津多目的広場整備事業として用地取得費に約14億700万円をかけ、その整備にも約1億2千600万円をかけて整備されました。

その後も平成16年度にさらに約1億7,300万円を投じて敷地を拡大し、平成17年度に生津ふれあい広場整備事業として約5,400万円を投じて整備されました。

しかし、その使用目的が明確でなく、市民の意見も十分に聞くことなく整備された経緯もあって、活用度、利用頻度が低迷し、まさに宝の持ち腐れの状況があって、結局、平成24年度に約2億8,600万円をかけてテニスコート8面を整備する等のリニューアルを行ったことは周知のとおりです。このリニューアルの背景には、穂積中学校の運動場を拡張するという他の要素もあっての選択、決断ではありましたが、実情として利活用が充分でない現状を踏まえての判断であったことは、議会の皆さんが一番ご承知のことと存じます。

そこで大月の遊休地を整備するに当たっては、同じ轍を踏むことだけは避けたいとの思いから、早くよりスポーツ団体に利用の方法を問いかけてまいりました。そこにはグランドゴルフやゲートボールを愛好する高齢者の方から、スポーツを通して心身を育むスポーツ少年団の方に至るまで幅広い層が対象となっております。

そうした経緯を踏まえ、前述しましたように体育館やプール整備の声もありましたが、陸上競技場をメインとした広場整備を具体化させたイメージ図を作成し、早くから議会にもお諮りしてきたところです。議会の皆さんの多くの意見は、スポーツを通じてより幅広い市民の皆さんに喜びや感動を与え、生きがいを醸成してゆくものと賛意を頂いてきたところであり、私としましても選択の方向性は間違っていないものとして、鋭意、事業化を進めてまいったところです。

現に、先頃開催されたソチオリンピック、パラリンピックのなかで、スポーツに打ち込む真摯な選手の姿にどれだけの多くの方が感動し、勇気を貰い、涙を流したことでしょう。これを見ても、スポーツは私たち人間にとって、生きる上において必要なものと認識する次第です。本事業は、時代を担う子どもたちにはチャレンジ精神を持たせ、そして未来に夢を育ませることができ、またスポーツを通して健康を求める成人には、格好の運動の場が提供でき、いつまでも健康で人生の余暇を過ごしたいという高齢者の方には、グラウンドゴルフ、ゲートボールやジョギング、また散策路としても使え、室内施設ではアスレチック等の健康器具も提供できます。このような本事業が、果たして瑞穂市民にとって無駄な施設なののでしょうか。

特に我が瑞穂市は、今も人口増加を続け、若い世代が増加しているまちです。そうした市民に健全な心身を育む場としてスポーツが出来る場所は不可欠だと考えます。スポーツを通じて人間を形成し、また地域づくり、絆づくりが可能であり、未来志向の視点に立てば、瑞穂市の将来に決して無駄な施設、過大な投資とは考えておりません。

誰でも集える広々とした公園をという声も一部にはありますが、公園は市街化区域内において「瑞穂市公園・緑地等基本計画」に沿い、鋭意進めておりますし、我が瑞穂市には広々とした河川敷があり、それを有効に活用した整備もなされております。それらを線で結んで、全市公園化構想等の夢のある計画も描いていることは、議会でもお話ししております。要するに代替施設は既にあるということです。

今、市民が求めるのはスポーツ施設であり、国レベルでは2

020年の東京オリンピック、パラリンピックを、県では「スポーツ振興と地域活性化の一体的な推進」をスローガンに掲げ、事業を進めようとしています。本事業は、こうした機運ともまさにマッチし、連動した施策で相乗効果も大きく期待できるところで、事業推進の追い風だと考えている次第です。

なお、この度の条例制定に係る直接請求については、地方自治法の規定に基づいて請求されたものであり、間接民主主義を補完するという制度は、充分、理解をしております。瑞穂市まちづくり基本条例も私が議会に上程し、制定した条例です。ゆえにその理念を尊重し、スポーツに関わる様々な団体とのアクセスをいろんな形で行いつつ、民意を集約してきたと私は考えております。そして署名をされた多くの市民の皆様のお気持ちは、厳粛に受け止めるべきものとも考えておりますが、今回の案件は、既に議会にお諮りしている状況でありますので、時期的にもなじまないものとの認識を持っております。

以上が私の意見であります。議員各位におかれましては、これまで申し上げた意見を踏まえ、慎重にご審議頂き、適切なるご判断を頂きますようお願い申し上げます。

平成26年3月18日

瑞穂市長 堀 孝 正